

平成18年9月28日

東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）
代表取締役社長 清野 智 様

JR在来線特急（他社管内へ乗り入れの寝台列車を含む）の車内
およびホームを含む駅構内全面禁煙化の再度のお願い

日本癌学会、日本口腔衛生学会、日本口腔外科学会、
日本公衆衛生学会、日本呼吸器学会 日本産科婦人科学会、
日本循環器学会、日本歯周病学会、日本小児科学会、
日本心臓病学会、日本肺癌学会

謹啓

秋涼の候、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、平成16年5月31日、平成17年2月10日に要望書「新幹線等のJRの車内および駅構内全面禁煙化のお願い」を送らせていただきましたが、これに対し御回答をいただきありがとうございました。貴社におかれましては、タバコによる健康障害を防止するための国際条約である「たばこ規制枠組条約」が平成17年2月に発効した中で、平成19年3月のダイヤ改正において、新幹線・在来線特急の全面禁煙化（一部の寝台列車等を除く）を決定いただきましてありがとうございました。

私どもは、前回の全面禁煙化の要望に際して実施した調査に引き続き、さらに詳しい調査を行わせていただき、そのデータを踏まえて再度ホームを含む駅構内全面禁煙化について要望書をお送りすることになりました。

別紙資料にこれまでの調査結果を示しますので、ご覧下さい。平成16～17年度におこなわれた列車内の粉じん濃度の調査により、列車内の受動喫煙には以下の問題点があることが分かりました。

- 1) 喫煙車両内のタバコ煙の濃度は厚生労働省が定める喫煙室の評価基準の10倍を超える濃度になること【資料1】
- 2) 喫煙車両のタバコ煙がエアコンのダクトを通して、喫煙車両デッキに拡散し、さらに両隣の禁煙車両まで汚染していること【資料2】
- 3) デッキに灰皿がある場合には、客席内の汚染が発生すること【資料3】
（全ての在来線特急に乗車し、デッキの灰皿の有無を特定しました）

以上の3点を評価基準として新幹線は路線ごとに、在来線特急はJR6社について列車編成をもとに受動喫煙の有無に関する一覧表を作成しました。さらに、一日の運行本数を乗じることで、新幹線および在来線特急のJR各社別の

受動喫煙の有無に関する割合を算出【資料4, 5】したところ、会社間で大きな差があることが判明しました。平成18年のダイヤ改正により、JR北海道が（道内相互発着列車の）全面禁煙化【資料6】を施行し、平成19年3月のダイヤ改正でJR九州、JR東日本の全面禁煙化が予定されることが報道されておりますので、それぞれのダイヤ改正前後で受動喫煙が発生しない車両の割合を算出しましたところ、資料7のように禁煙化の進む3社（JR東日本、JR北海道、JR九州）と他の3社（JR東海、JR四国、JR西日本）とでさらに差が開くことが予測されます。対策が遅れている3社については、乗客のみならずJR社員の健康と快適な環境作りのため、早期にすべてのJR車内の全面禁煙化を御英断いただく必要がございます。

また、懸念されている問題点がさらに2点あります。

1) ホームの喫煙室内は劣悪な空気環境であること

JR東日本の新幹線ホームには既に喫煙室が設置されていますが、時間あたりの喫煙本数に対して排気風量が明らかに不足しているため、喫煙室内は厚生労働省の評価基準の数倍に達する劣悪な空気環境でした。このような喫煙室を利用すると洋服の繊維にタバコ煙の粒子状成分（ヤニ）が侵入して、乗車後も揮発成分を発生し続けます。例えば、座席が禁煙であろうともタバコの臭いを発散する乗客が隣に座った場合には、喘息発作などを誘発することが容易に予測されます。また、病的な反応は引き起こさなくとも、非喫煙者は不快感を抱きます。

2) 乗務員の受動喫煙

平成19年3月のダイヤ改正後も、貴社関係では、一部の寝台特急や団体客向けのジョイフルトレイン等は全面禁煙の対象外とされるようです。喫煙車両に立ち入る乗務員が非常に高い濃度の受動喫煙をうけることは、産業医学の立場から見ても見過ごすわけにはいきません。貴社の運行ではありませんが、たとえば「ひかりレールスター」のように編成の中央に2カ所の喫煙車両がある場合、乗務員は勤務時間の7～8割で受動喫煙を受けていることもわかりました【資料8】。

以上、全ての問題を解決するために、再度、新幹線、JR在来線特急（他社管内へ乗り入れの寝台列車を含む）の車内およびホームを含む駅構内全面禁煙化を要望いたします。

なお、本要望書に添付の調査データ等の内容は本年10月の日本公衆衛生学会総会（富山市）で発表される予定であり、また、基礎資料は厚生労働省の科学研究費により産業医科大学が運営する喫煙対策ホームページの中で公開もし

ておりますのでご参照下さい。

【 参照 URL <http://www.tobacco-control.jp/> 】

なお、この要望への回答を具体的に書面にて、平成18年10月20日までに禁煙推進学術ネットワーク（下記）までいただけますようお願い致します。またご回答については学会のホームページ等に掲載したく思いますのでよろしくお願いいたします。

（ご回答先）

禁煙推進学術ネットワーク委員長

日本循環器学会禁煙推進委員長

藤原 久義 宛

〒501-1194 岐阜市柳戸1-1

岐阜大学大学院医学研究科再生医科学循環・呼吸病態学

禁煙推進学術ネットワーク事務局

TEL: (058)230-6520

E-mail: gifuim-gif@umin.ac.jp

謹白